



# 島根県報

平成19年 1 月 5 日 (金)

第 1,842 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

消費生活協同組合法の規定に基づく業務再開命令に係る告示 ( 3 件 )	( 環 境 生 活 総 務 課 )	1
土地改良区の役員の就任及び退任 ( 2 件 )	( 農 村 整 備 課 )	3
土地改良区の定款変更の認可	( " )	5
換地計画書の縦覧	( " )	5
換地処分	( " )	6
保安林の指定の解除	( 森 林 整 備 課 )	6
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	( 水 産 課 )	6
島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料	( 建 築 住 宅 課 )	6

### 公 告

収去飼料の試験結果の概要	( 農 畜 産 振 興 課 )	11
使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間	( 労 働 政 策 課 )	13

### 正 誤

平成18年10月20日付け島根県報第1,822号中	( 森 林 整 備 課 )	13
平成18年10月31日付け島根県報第1,825号中	( " )	13

## 告 示

### 島根県告示第 1 号

次に掲げる処分の相手方の所在が不明で、消費生活協同組合法 ( 昭和23年法律第200号 ) 第95条第 1 項の規定に基づく業務再開命令書を送達することができないので、当該業務再開命令書の内容を島根県庁に掲示し、及び告示する。

平成19年 1 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 処分

鹿島町医療生活協同組合に対する業務再開命令

平成18年12月13日付け指令環総第502号

#### 2 処分の相手方の名称及び住所

鹿島町医療生活協同組合

松江市鹿島町佐陀本郷2081番地 1

#### 3 再開を命ずる事業

鹿島町医療生活協同組合の定款に定める事業

#### 4 業務再開期限

平成19年 3 月 5 日

#### 5 業務再開命令の原因となる事実

正当な理由がなくて 1 年以上その事業を休止しており、消費生活協同組合法第95条第 1 項第 2 号に該当すると認めら

れるため

6 業務再開の届出

業務を再開した日から1週間以内にその旨を次の届出先に届け出ること。

届出先

〒690 - 0887 島根県松江市殿町8番地3 市町村振興センター内

島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室

電話番号 0852 - 22 - 5103

---

島根県告示第2号

次に掲げる処分の相手方の所在が不明で、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第95条第1項の規定に基づく業務再開命令書を送達することができないので、当該業務再開命令書の内容を島根県庁に掲示し、及び告示する。

平成19年1月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 処分

浜田地区勤労者生活協同組合に対する業務再開命令

平成18年12月13日付け指令環総第502号

2 処分の相手方の名称及び住所

浜田地区勤労者生活協同組合

浜田市朝日町76番地5

3 再開を命ずる事業

浜田地区勤労者生活協同組合の定款に定める事業

4 業務再開期限

平成19年3月5日

5 業務再開命令の原因となる事実

正当な理由がなくて1年以上その事業を休止しており、消費生活協同組合法第95条第1項第2号に該当すると認めら

れるため

6 業務再開の届出

業務を再開した日から1週間以内にその旨を次の届出先に届け出ること。

届出先

〒690 - 0887 島根県松江市殿町8番地3 市町村振興センター内

島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室

電話番号 0852 - 22 - 5103

---

島根県告示第3号

次に掲げる処分の相手方の所在が不明で、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第95条第1項の規定に基づく業務再開命令書を送達することができないので、当該業務再開命令書の内容を島根県庁に掲示し、及び告示する。

平成19年1月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 処分

都賀地方消費生活協同組合に対する業務再開命令

平成18年12月13日付け指令環総第502号

- 2 処分の相手方の名称及び住所  
都賀地方消費生活協同組合  
邑智郡美郷町都賀本郷293番地
- 3 再開を命ずる事業  
都賀地方消費生活協同組合の定款に定める事業
- 4 業務再開期限  
平成19年 3 月 5 日
- 5 業務再開命令の原因となる事実  
正当な理由がなくて 1 年以上その事業を休止しており、消費生活協同組合法第95条第 1 項第 2 号に該当すると認められるため
- 6 業務再開の届出  
業務を再開した日から 1 週間以内にその旨を次の届出先に届け出ること。  
届出先  
〒690 - 0887 島根県松江市殿町 8 番地 3 市町村振興センター内  
島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室  
電話番号 0852 - 22 - 5103

## 島根県告示第 4 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年 1 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

## 那賀郡三隅町土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

- 玉田 一 浜田市三隅町河内1050番地  
三浦 博文 浜田市三隅町河内110番地  
田畑 敬二 浜田市三隅町三隅65番地 1  
泉川 晋作 浜田市三隅町芦谷1172番地  
大森 義明 浜田市三隅町井野口77番内第 1 地  
佐々木茂量 浜田市三隅町室谷123番地  
山田 義喜 浜田市三隅町芦谷713番地  
三浦 和男 浜田市三隅町井野二1242番地  
新田 好人 浜田市三隅町古市場1292番地  
下岡 安之 浜田市三隅町古市場295番地 1  
倉井 眞吾 浜田市三隅町古市場1635番地  
永田 剛 浜田市三隅町岡見1188番地 3  
渡辺 弘之 浜田市三隅町岡見2596番地  
奥 静雄 浜田市三隅町上古和47番地  
村井 達也 浜田市三隅町黒沢621番地  
三浦 求 浜田市三隅町折居967番地

## 監事

井上 義樹 浜田市三隅町井野二1153番地  
長喜 光晴 浜田市三隅町河内1143番地  
石本 尚之 浜田市三隅町岡見2592番地16

2 就任年月日

平成18年11月16日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

三賀森 勝 浜田市三隅町三隅460番2地  
金谷 勝儀 浜田市三隅町三隅718番地  
斉藤桃太郎 浜田市三隅町向野田331番地  
竹内 又一 浜田市三隅町井野水759番地  
上田 幸 浜田市三隅町井野へ1052番地  
清水 繁美 浜田市三隅町井野ト308番地  
岡本 武 浜田市三隅町芦谷1294番2地  
大森 義明 浜田市三隅町井野口77の1番地  
久保田長一 浜田市三隅町古市場1270番地  
岡田 良郎 浜田市三隅町西河内699番地  
寺井 貞夫 浜田市三隅町湊浦49番地  
原田 義實 浜田市三隅町岡見5172番地  
斉藤 歳行 浜田市三隅町岡見3675番地  
斉藤 光太 浜田市三隅町上古和870番地  
三浦 三郎 浜田市三隅町黒沢686番地  
清谷 健一 浜田市三隅町東平原180番地

監事

三浦 寿 浜田市三隅町矢原1646番地  
井上 義樹 浜田市三隅町井野二1153番地  
永田 輝雄 浜田市三隅町岡見1176番地

島根県告示第5号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年1月5日

島根県知事 澄 田 信 義

頓原土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

山崎 英樹 飯石郡飯南町小田253番地  
本田 哲三 飯石郡飯南町頓原1198番地2  
藤原 明人 飯石郡飯南町都加賀246番地1  
川上 雅敏 飯石郡飯南町八神1300番地  
田部 久夫 飯石郡飯南町佐見538番地  
柳生 哲夫 飯石郡飯南町頓原1032番地

三原 重人 飯石郡飯南町長谷746番地  
塚原 勉 飯石郡飯南町獅子271番地  
木村 勉 飯石郡飯南町頓原1735番地  
三島 義文 飯石郡飯南町佐見132番地 3  
安部 徳則 飯石郡飯南町花栗396番地 1  
那須 邦男 飯石郡飯南町角井431番地  
那須 久三 飯石郡飯南町頓原131番地

**監事**

長島 賢二 飯石郡飯南町佐見462番地  
鹿田 富祐 飯石郡飯南町八神559番地 1

## 2 就任年月日

平成18年11月17日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

**理事**

山崎 英樹 飯石郡飯南町小田253番地  
本田 哲三 飯石郡飯南町頓原1198番地 2  
板垣 徳明 飯石郡飯南町都加賀46番地  
景山 稔 飯石郡飯南町八神1177番地  
長島 賢二 飯石郡飯南町佐見462番地  
柳生 哲夫 飯石郡飯南町頓原1032番地  
永田 和男 飯石郡飯南町長谷663番地 2  
安部 博明 飯石郡飯南町獅子226番地 2  
木村 勉 飯石郡飯南町頓原1735番地  
柳原 陽二 飯石郡飯南町長谷168番地  
吉川 英雄 飯石郡飯南町花栗665番地 5  
三輪 豊三 飯石郡飯南町角井1145番地  
那須 久三 飯石郡飯南町頓原131番地

**監事**

塚原 勉 飯石郡飯南町獅子271番地  
鳥屋ヶ原孝 飯石郡飯南町頓原2275番地内 1

**島根県告示第 6 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、頓原土地改良区の定款変更を平成18年12月21日付けで認可した。

平成19年 1 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

**島根県告示第 7 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第 1 項の規定に基づき、浜田市土地改良区理事長から美川北地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の 2 第 1 項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年1月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年1月5日から21日間

3 縦覧の場所

浜田市役所

島根県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年12月19日付けで県営土地改良事業に係る飯石南（頼原）地区佐見工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年1月5日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第9号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年1月5日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市旭町市木7788 - 2

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第10号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年1月5日

島根県知事 澄 田 信 義

大田市加入区（漁業協同組合JFしまね）

島根県告示第11号

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第50条第1項の規定に基づき、入居者駐車場の使用料を次のとおり定

めたので、島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）第19条第 2 項の規定により告示し、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料（平成18年島根県告示第226号）は、廃止する。

平成19年 1 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

所 在 地	団地の名称	使 用 料
松江市	幸町団地	2,310円
	長者原団地	- ( 735円 )
	山代団地	1,890円
	古志原団地	1,785円
	浜佐陀団地	- ( 525円 )
	湍北台団地	- ( 630円 )
	第二山代団地	- ( 945円 )
	八幡団地	- ( 735円 )
	八重垣団地	- ( 630円 )
	茶臼山団地	- ( 945円 )
	比津が丘団地	1,785円
	湖北団地	1,470円
	東津田団地	- ( 735円 )
	第二湍北台団地	1,680円
	新古曾志団地	- ( 630円 )
	津田明神団地	1,785円
	西津田団地	- ( 735円 )
	東光台団地	- ( 735円 )
	古江団地	1,470円
	湯町団地	- ( 420円 )
穴道緑が丘団地	1,470円	
浜田市	瀬戸ヶ島団地	1,680円
	緑ヶ丘団地	1,680円
	周布団地	-

		(420円)
	小福井団地	- (735円)
	汐入団地 1	- (840円)
	汐入団地 2	- (735円)
	汐入団地 3	1,680円
	汐入団地 4	1,680円
	内田団地	- (420円)
	浜田漁民団地	- (630円)
	二反田団地	1,890円
	石原団地	- (840円)
	黒川団地	- (945円)
	日脚団地	- (525円)
	笠柄団地	- (840円)
	旭インター団地	1,155円
	三隅駅前団地	- (315円)
	向野田団地	- (315円)
	第二向野田団地	- (315円)
出雲市	天神団地	- (630円)
	上島団地	- (210円)
	古志団地	1,260円
	小山団地	- (1,050円)
	一の谷団地	1,470円
	大津団地	- (630円)
	塩冶団地	- (945円)
	有原団地	-

		(945円)
	今市団地	1,575円
	灘分団地	-
		(315円)
	牧戸団地	1,365円
		(420円)
	小境団地	-
		(315円)
	駅南団地	-
		(630円)
	山内団地	1,260円
益田市	染羽団地	-
		(630円)
	沖田団地	1,785円
	久城団地	1,470円
		(525円)
	久城東団地	-
		(420円)
	矢田団地	-
		(420円)
	高津団地	1,680円
	原浜団地	-
		(525円)
	高角団地	-
		(525円)
	土井団地	-
		(525円)
	新矢田団地	1,470円
	吉田南団地	-
		(735円)
	飯田団地	1,470円
	吉田団地	1,890円
	仙道団地	-
		(105円)
	山稜団地	-
		(105円)
	川東団地	-
		(210円)
	椎ノ木団地	-
		(105円)
大田市	沢田団地	1,470円
	諸友団地	1,575円

安来市	臼井団地	1,785円
	東臼井団地	1,680円
	神塚団地	1,470円
	和田団地	- (630円)
江津市	沖の浜団地	- (315円)
	新星島団地	- (525円)
	青山団地	- (420円)
	渡津団地	- (420円)
八束郡東出雲町	揖屋団地	- (525円)
	羽入団地	- (315円)
飯石郡飯南町	赤名団地	- (210円)
簸川郡斐川町	直江団地	- (315円)
	莊原団地	1,470円
鹿足郡津和野町	桂川団地	- (525円)
鹿足郡吉賀町	溝上団地	- (210円)
	皆富団地	- (105円)
隠岐郡西ノ島町	新由良団地	1,260円
隠岐郡隠岐の島町	船原団地	1,260円
	宮城ヶ丘団地	1,260円
	月無団地	1,365円

## 備考

- 1 使用料は、1 駐車区画当たりの月額使用料である。
- 2 入居者が 2 駐車区画の使用許可を受けた場合の 2 台目の駐車区画の使用料は、上表に掲げる使用料の 2 倍とする。
- 3 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 ( ) 内の使用料は、未整備の駐車区画に対して適用される使用料である。
- 5 「汐入団地 1」は「汐入団地の 1 号棟及び 2 号棟」を、「汐入団地 2」は「汐入団地の 3 号棟」を、「汐入団地 3」は「汐入団地の 16 号棟、17 号棟、18 号棟及び 19 号棟」を、「汐入団地 4」は「汐入団地の新 5 号棟、新 6 号棟及び新 7 号棟」を示す。

---

公 告

---

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第 7 項の規定により平成18年10月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成19年 1 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

栄養に関する検査

製造事業場等の名称 及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要							違反の内容
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	その他の検査 (水分：%)	
島根県大田市 新生飼料(株)山陰工場	同左	テリデール	18年 9月	14.0	3.4	7.3	3.8	0.20	0.49	10.9	
		アミノビーフ	18年 9月	11.3	2.6	4.5	2.6	0.16	0.35	40.1	
島根県飯石郡飯南町 A S T 飼料合理化センター	同左	A S T 11号	18年 10月	16.1	3.3	5.9	5.7	1.08	0.72	12.7	
岡山県倉敷市 ジェイエイ西日本く みあい飼料水島工場	ジェイエイ西日本く みあい飼料(株)島根営 業所	くみあい配合 飼料和牛繁殖 子宝きらきら M	18年 9月	13.6	2.9	9.1	6.2	1.20	0.72	12.3	

第40期島根県労働委員会委員は、平成19年 4 月27日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第 3 号アの規定に基づき、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成19年 1 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

推薦期間 平成19年 1 月28日から同年 3 月28日まで

正

誤

平成18年10月20日付け島根県報第1,822号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から11	字大吉田3411、3416	字大吉田3411・3416（以上 2 筆について次の 図に示す部分に限る。）

平成18年10月31日付け島根県報第1,825号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から14	次に掲げる告示で定めるところによる。	次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月24 日農林水産省告示第283号で指定された重量 流域をいう。）に係るものに限る。）で定め るところによる。

